

毎週火、金曜日発行（但休日休載るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告 示 学校法人の寄附行為並びに解散の認可  
私立各種学校設置の認可  
土地改良区の解散  
建設業者の登録まつ消  
指定医療機関の辞退  
肥料の登録  
牛馬の炭そ病予防注射  
児童福祉収容施設措置費の保護単価
- ◇公安規則 幹部派出所等に関する規則の一部改正
- ◇人委告示 人事委員会の職権の委任
- ◇正 誤 昭和三十四年三月二十五日付鳥取県公報号  
外第八号及び四月一日付号外第一〇号中訂

## 告 示

### 鳥取県告示第百八十六号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条及び同法第五十条第二項の規定により、学校法人の寄附行為並びに解散を次のとおり認可した。

昭和三十四年四月十一日

事項名	鳥取県知事	石 破 二 朗
寄附行為の認可	学校法人 米子北高等 学校	米子市米 原五二三 番地 者 小泉順三 設立代表 昭和三十 四年三月 三十日
解散の認可	学校法人 米子高等学 校	東 野坂寛治 理事長 昭和三十 四年三月 三十日

### 鳥取県告示第百八十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のとおり認可した。

昭和三十四年四月十一日  
名 称 倉吉編物学院  
所 在 地 倉吉市西岩倉町二、一六九の二

鳥取県知事 石 破 二 朗  
設置者 渡 辺 五 枝  
認可年月日 昭和三十四年三月三十日

鳥取県告示第百八十九号

由良町中駄道土地改良区の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定に基く総会の議決による解散を昭和三十四年四月六日認可した。

昭和三十四年四月十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

会の議決による解散を昭和三十四年四月六日認可した。

昭和三十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十号

米子市福米土地改良区の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七第一項第一号の規定に基く総

登録番号 登録年月日  
鳥取県知事登録 昭三三、二九  
（ほ）第四〇八号 一、二九  
名 称 新路組

所 在 地 境港市竹の内町四二七  
申請者氏名 昭三四、三〇  
まつ消年月日 三、三〇

（一）第三八五号 三、三一、六、二八

三協水道商会

鳥取市今町一丁目二八

浅井 一 雄

三、三〇

鳥取県告示第百九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により次のとり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称

保証成分（パーセント）

住 生 業 者 名

鳥取県 第二九六号 亀谷水稻複合 一〇号

アンモニウム性窒素 一〇  
可溶性りん酸 一  
水溶性加里 一  
水溶性りん酸 一

東伯郡大栄町亀谷

栄農業協同組合  
組合長理事 長谷川 国藏

第二九七号

二号

窒素全量 六  
りん酸全量 七  
アンモニウム性窒素 五  
可溶性りん酸 二  
水溶性加里 二

四五七  
五二二  
八

第二九八号

上小鴨複合  
いね一号

内水溶性りん酸  
加里全量  
アンモニア性窒素  
く溶性りん酸  
内水溶性りん酸  
加里全量

〇一三  
七〇七  
九三八七  
〇九八六

倉吉市上古川町一  
六七の五

上小鴨農業協同組合  
組合長理事  
石井 為喜

第二九九号

尿素複合  
上小鴨いね二号

窒素全量  
く溶性りん酸  
内水溶性りん酸  
水溶性加里

一七  
七四一七  
五九七〇

東伯郡関金町字関  
金宿二六三

矢送農業協同組合  
組合長理事  
山本 武雄

第三〇〇号

矢送水稲  
複合肥料

アンモニア性窒素  
く溶性りん酸  
内水溶性りん酸  
水溶性加里

一〇三八八  
〇三〇三

東伯郡赤碕町字赤  
碕一五四八

赤碕農業協同組合  
組合長理事  
前田 豊秋

第三〇一号

赤碕水稲複合  
一号

窒素全量  
アンモニア性窒素  
内水溶性りん酸  
内水溶性加里

〇〇三七八八九  
七八〇八〇九四

東伯郡鹿野町字寺  
内一三七の二

勝谷農業協同組合  
組合長理事  
泰 源吉

第三〇二号

新青年複合

窒素全量  
アンモニア性窒素  
内水溶性りん酸  
内水溶性加里

三五六六八  
九六一七五

鳥取県告示第百九十四号

次のように牛及び馬の炭そ、予防注射を実施するから、  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第  
六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射をう  
けることを命ずる。

昭和三十四年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍  
牛、馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月  
及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法  
炭そ、第二予防液皮内注射法

加里全量  
内水溶性加里

七八  
・八二

別表

実施月日	実施区域	実施場所
四月十三日	西伯郡岸本町大幡地区 米子市巖地区	大幡家畜検査場 巖
" 十四日	西伯郡岸本町大幡地区 " 日吉津村	大幡 日吉津
" 十五日	" 伯仙町大幡地区 " 西伯町法勝寺地区	大幡 法勝寺
" 十六日	" 伯仙町大幡地区 " 西伯町法勝寺地区	大幡 法勝寺
" 十七日	" 伯仙町大幡地区 " 西伯町法勝寺地区	大幡 法勝寺
" 十八日	" 伯仙町大幡地区 " 西伯町法勝寺地区	大幡 法勝寺
" 二十日	西伯郡西伯町天津地区 米子市五千石地区	天津 五千石
" 二十一日	西伯郡西伯町天津地区 米子市春日地区	天津 春日
" 二十二日	西伯郡西伯町大幡地区 " 尚徳地区	尚徳 大幡

二十三日	会見町手間地区	手間
二十四日	西伯町大園地区	大園
二十五日	岸本町幡郷地区	幡郷
二十六日	会見町賀野地区	賀野
二十七日	岸本町八郷地区	八郷
二十八日	西伯町東長田地区	東長田
	岸本町八郷地区	八郷
	西伯町上長田地区	上長田

鳥取県告示第九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二條、第二十三條及び第二十七條第一項第三号の規定に基き、児童福祉収容施設に措置をとつた場合における入所後の保護につき、同法第五十條第六号の二及び第七号並びに第五十一條第一項第一号により、県及び市町村の支弁する措置費の保護単価を次のように定め、昭和三十四年四月一日から適用する。

昭和三十四年四月十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

児童一人当りの保護単価

一 事務費の保護単価 別表(イ)のとおり

二 肢体不自由児施設及び助産施設の措置費の保護単価は、肢体不自由児施設及び助産施設の措置費の保護単価は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号。以下「健康保険の療養費の算定方法」という。）に準じて算定した額（ただし、入院時基本診療料又は入院料のうち寝具設備を行つた場合の加算はしないものとする。）に九七・三パーセントを乗じて得た額とする。

三 事業費の保護単価

(1) 医療費以外の事業費の場合 別表(ロ)のとおり

(2) 医療費の場合、

(A) 医療費の各月の支弁額は、その月におけるその措置児童につき、「健康保険の療養費の算定方法」に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、

その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額とする。この場合において看護及び移送等に要する費用についても健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による給付の取扱の場合に準じて支弁することができる。ただし、その病院又は診療所において給食を実施しているときは、その児童の入院期間中その児童福祉施設又は里親に対しては、その児童の生活諸費のうち飲食物費及び間食費を支弁しないものとする。

(B) 乳児預り所以外の乳児院又は虚弱児施設の入所措置児童について、その児童福祉施設の職員

たる医師が行つた医療行為に係る支弁額は、(A)の定めにかかわらず、治療のため投薬した薬剤及びその治療に直接必要とする消耗品材料並びに手術等のために要した費用については、「健康保険の療養費の算定方法」に準じて算定した額に三十八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において診察料及び健康診断のための検査料等は、医療費として支弁しない。ただし、医師の診断処方に従い、特に高価な薬剤を使用したことにより右の方法により算定した額がその薬剤の価額に達しない場合においては、その薬剤の価格をもつて実費とする。

別表(一)

事務費の児童一人当りの保護単価表（月額）

施設区分	施設名	地域区分	算出上の所要額	国の示す単価	設定保護単価	適用人員	備考
教 養 院	養 德 学 校	乙	3,855.42	3,131	3,131	88	
精神薄弱児施設	皆 成 学 園	乙	4,242.10	3,111	3,111	76	
盲 児 施設	積 善 学 園	乙	4,279.91	3,779	3,779	30	

ろのあ児施設	〃	鳥取こども学園	乙	2,543.08	2,326	2,326	90	
養護施設		鳥取こども学園 青谷こども学園 因伯子供学園 光徳子供学園 聖園天徳園	乙 丙 乙 丙 乙	2,460.40 2,572.14 2,425.86 2,664.36 2,197.96	2,283 2,473 2,420 2,473 2,283	2,283 2,473 2,420 2,473 2,197	80 30 60 30 80	
乳児院		米子乳児院	乙	8,571.43	8,625	8,571	15	
母子寮 (県措置分)		郡家母子寮 岩井母子寮 赤碓母子寮 溝口母子寮	丙 丙 丙 丙	2,987.45 2,386.09 3,163.45 5,253.65	3,559 3,559 3,559 3,559	2,987 2,386 3,163 3,559	20 20 19 8	
(市措置分)		鳥取母子寮 倉吉母子寮 米子東母子寮 米子西母子寮	乙 乙 乙 乙	2,548.61 2,079.47 1,597.77 1,228.79	3,795 3,795 3,795 3,795	2,548 2,079 1,597 1,228	17 11 15 19	

3 才未滿の者の加算額

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備	考
養護施設	鳥取こども学園 青谷こども学園 因伯子供学園 光徳子供学園	乙 丙 乙 乙	1,087 1,016 1,087 1,016		

別表(ロ)

卒業費の児童1人当りの保護単価表

経費の種別 施設種別	生活諸費		生活諸費以外の事業費				
	金額	(日)	教育費 (月額)	校給食費 (月額)	職業補費 (月額)	雑祭費 (1当り)	児童手当、保護手当 (月額)
養護施設	87,32 円	内訳	(H) 小学校 149 1年 179 2年 207 3年 218 4年 236 5年 252 6年	その学校において徴収される実費	通所のための交通	2,000 円	連戻費、保護所定の実費
教護院	87,32 円	内訳	中学校 428 1年 345 2年 363 3年	その学校において徴収される実費	祭地の市町村条例等に定めがあり、かつ、その定める額が350 円をこえるときは、そのこええる額を加算した額とする。		
精神薄弱児施設	87,32 円	内訳					
盲児施設	87,32 円	内訳					
ろのあ児施設	87,32 円	内訳					
親類	(一般分) 87,32 円	(飲食物費 62,87 円 内間食費 5,00 円 日常諸費 19,45 円)	(乳児分) 71,72 円	(加算分) 5,00 円			児童手当 250 円
身体不自由児							

虚弱児施設	(一般分) 円 100,77	内訳 飲食物費 円常諸費 給食費 給食費 (保育費)	76,32 5,00 19,45 40,00
乳児院	円 105,40	内訳 人工栄養費 円常諸費 間食費 日常諸費	71,72 5,00 28,58
母子寮	円常諸費 給食費 (保育費)	3才以上児 3才未満児	3,20 8,10 30,00
精神薄弱児施設 通園施設	円 29,53	内訳 飲食物費 円常諸費	20,96 8,57
保護委託者			保護委託者 円 250円

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月十一日  
鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

### 鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則 (昭和二十九年七)

鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表二 鳥取県郡家警察署の項中

一六	若桜町 浅井	若桜町大 字浅井	大字大炊、岸野、根安、下香田、若荷、長砂、湯原、浅井、谷、番米
----	-----------	-------------	---------------------------------

一六	若桜町 浅井	若桜町大 字浅井	大字大炊、岸野、根安、下香田、糸白見、浅井、長砂
----	-----------	-------------	--------------------------

二二三	中井	大字	大字中井、本鹿、湯、牛戸、神馬、小河内、北、谷、小畑、弓河内
-----	----	----	--------------------------------

の次に次の一行を加える。

二二三	若桜町 淵見	若桜町大 字淵見	若桜町大字湯原、淵見、若荷、谷、善米
-----	-----------	-------------	--------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会告示

#### 鳥取県人事委員会告示第一号

人事委員会は、地方公務員法第五十八条第三項に規定する一般職の職員に適用される労働基準法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定を適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての委員会の職権を次の委員に委任した。

昭和三十四年四月十一日  
鳥取県人事委員会委員長 中本 寛 藏  
鳥取県人事委員会委員 植田 重治郎

### 正 誤

昭和三十四年三月二十五日鳥取県公報号外第八号及び四月一日付号外第十号中次の箇所について誤りがあったので訂正する。

